様式第37号（第17条関係）

年　　月　　日

様

香川県丸亀市長

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号									

年　　月　　日にあなたは要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では、滞納の方に対し給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第６６条第１項・第２項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置（支払方法変更）をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い（支払方法変更）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは丸亀市役所　　課　　に相談してください。

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期　別	保険料額	うち滞納額	期　別	保険料額	うち滞納額	期　別	保険料額	うち滞納額

※上記は　　年　　月　　日　現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、すみやかに申し出てください。

お問い合わせ先
丸亀市役所　　課

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先
丸亀市役所　　課

弁明書提出期限　　年　　月　　日